

016 相之島町区有文書と目録作成について

1 千曲川右岸にある相之島村は、頻繁にひき起こされる洪水と共生しつつ、村の歴史をつくりあげてきた。村民は、不安定な水災常習（襲）耕地や欠所の多い河川敷を共有・割替地として農業生産を続けてきている。古島敏雄編『割地制度と農地改革』（1953年刊）によれば、相之島村では、共有地が、総耕地面積の半分以上を占めている。現在、共有地が減少したとはいえ、区民の生活や生産は、長期にわたって共有地とともにあり、特色のある歴史を創り出してきた地域である。

2 当町の区有文書には、共有地関係史料をはじめとして、区民が生きてきた証である貴重な史料が、2700点を越す史料として存在している。

ここでは、その史料を、『須坂市相之島町区有文書目録』として作成する。『須坂市域の史料目録』の連番整理番号「016」（16番目）に位置付け、史料番号は「016 - A - 1」から開始し、整理ラベルを貼付した。

3 正徳5年（1715）の名寄帳によると、相之島村の戸数は56戸、村高284.7石の村であった。その後、戸数（世帯）は天保11年（1840）68戸、明治6年（1873）81戸、それが、92年後の昭和40年（1965）には123世帯、さらに20年後の同60年には131世帯、そして平成20年（2008）4月現在では、146世帯477人と漸増してきている。

ここに登場する相之島区域の人々は、生きて育った故郷、地域の生きざまを累々として記録し、史料として遺しいまに伝えている。

4 相之島村区民が遺し、後世に伝えてきた史料を散見すると、後掲「6」にみられるように、共有地の経営や活用の方法にかかわる、C 共有割替地史料のほか、洪水との共生・かわりを示す、D 水防災・水利・土木史料の存在が特徴的である。また、村全体の基本史料である、A 行財政・治安や B 土地税制ほか、E 絵図などの関係史料も多数保存されている。どの史料をみても先人の生きざまを現代に伝える貴重なものとなっている。

5 本史料目録が、相之島区民をはじめ須坂市民ほか多くの地域史研究者によって活用されることを願ってやまない。とともに、当区有文書の史料調査・研究を深めて、新たな相之島区民の歴史が開拓され、区民の歴史を叙述、編さんされて、子々孫々に伝えられることを期待したい。

6 『須坂市相之島町区有文書目録』は、史料内容の特徴を生かして、つぎのように分類して史料目録を作成した。総史料番号（枝番号含む）は2199点、総史料点数は2897点余にのぼっている。

分類項目	史料番号	史料点数	箱数
A 行財政・治安	3 6 1	4 5 0	4
B 土地税制	5 5 7	6 2 4	5
C 共有割替地	5 6 3	7 0 3	5
D 水防災・水利・土木	3 3 5	5 4 3	2

E 絵 図	1 1 1	1 9 5	別箱
F その他	2 7 1	3 8 2	2
総 計	2 1 9 9	2 8 9 7	1 8

7 史料目録の作成にあたっては、史料の現状・存在形態を尊重しつつ史料閲覧者の便宜も考慮して、つぎのようにした。

(1) 史料名は原則として史料中に記載された表題を記載したが、無表題史料などには、つぎのように () をもちいて仮表題を作成し掲げた。

(畑荒地調べ) (大洪水の絵図面)

(2) 「記」、「覚」のみで内容未記載の史料については、つぎのように () 内に内容説明を記載したものもある。

記 (祭典関係領収書) 覚 (土地借用書類)

(3) 請取りなど切手類の史料は、便宜的に括って整理したものもある。その場合は、つぎのように一枚目の史料名を記し、他の史料については「外○点」などと略記した。備考欄には「便宜括り」と記載しておいた。

記 (上納金領収書)、外 5 点 地所登記済証下付願、外 9 点

(4) 史料形態については、つぎのように略記した。

横 (横帳)、 横半 (横半帳)、 縦 (縦帳)、 紙 (一紙)、 封 (封書)、
冊 (冊子)、 綴 (ジョイント含む)、 括、 など

8 本史料目録は、相之島町のご理解・ご協力を得て、須坂市誌編さん室の下記専門員が分担して作成した。

小林謙三 小林 裕 丸山文雄 井上光由 勝山一男 宮澤慶男
(編さん担当：青木廣安・丸山文雄)

2008年12月10日 須坂市誌編さん室